

第11回中野区子ども・子育て会議（第3期）議事録

【日時】

2019年7月16日（火） 18時00分～20時00分

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

（1）出席委員 12名

寺田会長、和泉副会長、新開委員、小山委員、谷崎委員、鯉沼委員、藤田委員、遠藤委員、岡見委員、上村委員、中村委員、山本委員

（2）事務局 11名

子ども教育部長

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長 7名

子ども教育政策課企画財政係 2名

【会議次第】

1 開会

2 議題

（1）平成30年度中野区子ども・子育て支援事業計画の実績評価（案）について

（2）中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）たたき台

（3）新規開設予定の認可保育所における利用定員について

（4）中野区保育の質ガイドライン検討部会報告について

3 その他

4 閉会

午後 6 時00分開会

事務局（子ども・教育政策課長）

それでは、会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告をさせていただきます。

このたび、社会福祉協議会事務局長に人事異動がございまして、新たに子ども・子育て会議の委員に就任をいただきました上村委員をご紹介します。よろしく願いいたします。

上村委員

皆さん、こんばんは。中野区社会福祉協議会常務理事兼事務局長の上村と申します。

一昨年は区の席に座っていたような気がします…。皆様、よろしく願いいたします。

事務局（子ども・教育政策課長）

ありがとうございました。本日は14名のうち、12名ご出席をいただいております。中野区子ども・子育て会議条例第5条に基づきまして会議は有効に成立してございます。

それでは会議の進行をよろしく願いいたします。

寺田会長

それではこれより第3期第11回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましてはお忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

初めに資料の確認をお願いいたします。

事務局（子ども・教育政策課長）

それでは資料のご確認をお願いいたします。まず資料1 資料1-1と1-2に分かれております。資料1-1、中野区子ども・子育て支援事業計画の平成30年度資料実績についてです。資料1-2は、中野区子ども・子育て支援事業計画平成30年度事業実績（案）です。次に資料2、中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）たたきは、A4の縦からA3の横ということで、結構な量になってございます。これの、今度は後ろのほうからごらんいただいたほうがよろしいかと思いますが、一番後ろに資料4、その1枚前が資料3です。そしてそのもう一つ前に、中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）における幼児期の学校教育・保育の需要見込みの考え方についてというA4縦の1枚の資料がございまして。大変申しわけございませんが、こちらにつきましては現在この保育需要見込みについて調整中ということでございますので、委員の皆様におかれましては取り扱いにご注意をお願いしたいのと、傍聴者の皆様につきましては、この資料につきましては回収

とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

もし資料、お手元で何か足りないという方がいらっしゃいましたらお申しつけいただければと思いますが、よろしいでしょうか。それでは資料の確認は以上でございます。

寺田会長

それでは本日は議題がたくさんございますが、その前に皆様、中野区報が大変新しくなったことをご存じでしょうか。これが、家に届いて思わず拍手をしてしまいました。

区報それからホームページがぜひ見やすいものを、子どもたちを育てるに当たって利用しやすいものという意見を、この会議の冒頭からずっと何度か皆様からご意見をいただいていたと思います。それが本当に手にとるように、とてもすてきな区報になってありがたいなと思いましたので、皆さんご存じだとは思いますが、傍聴者の方も含め、確認の意味でご紹介させていただきました。

それでは議題1、平成30年度中野区子ども・子育て支援事業計画の実績評価（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局（子ども・教育政策課長）

《資料1-1、1-2 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題についてご意見ご質問などございますでしょうか。

谷崎委員をお願いします。

谷崎委員

谷崎です。案のほう、最初に送っていただいた資料の13ページなのですけれども、これはそのまま載ると思うと、主な取組のところの上から2番目の丸なのですけれども、就学前教育からのプログラムの改訂版など、確かにつくって配布をしていただきました。あと家庭にも配布をするようにということで保育園でも配布をしたのですけれども、周知まで至っているのかなという疑問があります、同じページの合同研究や研修・講演会を充実させたところも、それに違いはないのですけれども、保育園の乳児保育の研究会がなくなったことはどこにも記載がないなど。なくなった記載はどこにもないのはどうしてかなと思っ
ていまして。15ページを見ていただきますと、一番上のところに、教育・保育の質向上の枠の中に「乳児（全10回）」というのが左側、前年度実績にあって、30年度実績には入っていないというのが、なくなった根拠かなと思うのですけれども、なぜなくなったのか、書い

ていただいてもいいのかなと思います。

あとは1歳6か月健診が集団健診ではなくなって、何か不都合だったりとか、困っていることはなかったでしょうか。ここは質問させていただきたいなと思っております。

寺田会長

ありがとうございました。今の質問、大きく分けて二つあったと思いますが、事務局の方、お願い致します。

事務局（保育園・幼稚園課長）

ご指摘いただいた、まず就学前教育プログラムの改訂版等の周知というところで、区といたしましては、改定して、配布をいたしまして、活用それから内容等のご理解をいただくということで周知を図ったということ、こういった記載をさせていただいております。ただ、ご指摘いただいたとおり、十分な理解というところにまだ課題があるというところもあると思いますので、そういったところも含めて、引き続き周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それと15ページの合同研究のところ、内容といたしまして確かに幼児のところと乳児というところで少し構成を変えております。0から5歳の多様な経験をさせていくというところで、毎年度。それぞれのテーマを設けつつ、こういった合同研究を進めていくということです。その中で不足、課題となるところについては今後また見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

事務局（子育て支援課長）

1歳6か月健診の委託後の結果についてご質問をいただきました。

まだ、細かい内容については分析中ですけれども、数字であらわれる受診率ですとか、経過観察に行く割合だとかそういったものについては、大きな混乱なくできているところかなとは思っております。

ただ、そのフォローのあり方ですとか、あるいはお母様方から問診票で書かれた内容を、どのようにフォローにつなげていくのかといったことについても、詳細に分析していく必要があるのかなと考えているところでございます。

寺田会長

回答ありがとうございました。いかがでしょう、谷崎委員。

谷崎委員

ありがとうございます。また報告を載せていただくといいなと思っています。

合同研究のほうは、乳児のこともこれからも入れていくということでもいいのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園課長）

当然、研究のテーマといたしましては、幼児だけでなく乳児といった視点も大事な要素でございますので、そういったところもあわせて引き続き研究として続けていきたいと考えております。

寺田会長

それではほかにいかがでしょうか。

和泉委員お願いします。

和泉委員

資料の1-1のほうで、(4)の幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策のところ
で実績と評価をお書きになっている部分について、少し表記について質問させていただきます。

総数はもちろんそれぞれの1号、2号、3号認定で足りているわけなのですが、
結果的に待機児童というのは解消に至ってないという現状があります。もちろん中野区内
での地域差というのがとてもあって、利用者の方の需要が、いろいろニーズが多様化して
いるというのもあって待機児童というのは発生しているのだと理解しておりますけれども、
評価として総数足りていますというのが先に来るのではなく、待機児童解消に向けて、こ
こは地域差を含めて対応していきますという形の書き方のほうが、より積極的な姿勢を見
せられるのではないかと考えております。

寺田会長

ご意見をいただいたということで宜しいでしょうか。

ご対応いただきたいと思えます。

それでは次に議題2 中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）たたき台について
事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子ども・教育政策課長）

《資料2 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題につきまして、ご意見ご質問などございま
すでしょうか。

谷崎委員、お願いいたします。

谷崎委員

幾つか気になるところがあったので質問させていただきたいのですが、まず取組の柱4の、障害や発達に課題がある子どもへの支援というところで、もちろん受け入れの促進や支援の充実が求められるというところでは、今年度も実感として障害児の受け入れの要請というのが増えたなとは思っております。もちろん必要なことではありますが、現場に受け入れられる体制があるかとか、環境が整っているかというところの考慮まではなかなかされていなかったり、あけてみたらそういうことだったというような、相談もされないでお願いしますということが非常に多かったのではないかと考えています。その辺は係が多分、どういう連携をとられて、措置をされてくるかはちょっとわからないのですが、把握されているのかなというところでは、命を預かる場所ですから、何でもいよというわけにはなかなかいかなくて、環境をきちんと整えて、きちんと命を守れるということができた上での受け入れに、各保育所はなると思うのです。そこのあたりをきちんと考えていただいているのかなということはかねがね疑問に思っておりましたので、質問させていただきたいと思います。

それにつけ加えさせていただくと、障害児につきましては他区よりもきちんと配慮された中野区の実践には感謝をしているのですが、その上でやはり厳しいケースがちらほらと聞こえてきているところは、本当に起こってしまった事故は、取り返しがつかなくなるということもあるので、やっぱり慎重に自治体の中の方と保育園側と協議が必要かなと考えています。

寺田会長

谷崎委員、一つずつご質問を。よろしいでしょうか。

ではただいまのご質問に関して、いかがでしょうか、事務局のほうで。

事務局（保育園・幼稚園課長）

保育施設等での支援が必要なお子様の受け入れというご質問、ご指摘だと理解しております。実際、新しく入られるお子様と、在園していて、成長する過程の中でそういった支援が必要になってくるケースと大きく分けて二つございます。いずれのケースにつきましても各施設から、お子さんの状況について、何らかの支援策が必要であるというような申し出をいただきまして、区のほうでそのお子さんの様子を見に行き、当該の園長ですとか看護師等の専門職が入って、そういったお子さんに対して、どういった支援が必要かどうかといったことを判定する会を設けてございます。

そういった手続を踏んで、必要に応じて、人的措置といったところの体制を組んでいただ

くよう施設のほうにはお願いをしているという流れでございます。

実際そういったお子さんも増えてきているというお声もいただいておりますし、受け入れに当たっては、何よりも集団の中でお子さんが安全に過ごす保育が提供できるということが大事だと思っておりますので、区といたしましても各施設のほうとそういった情報を密にやりとりしながら、体制を組んで受け入れをしていただきたいということで、これまでもお願いしているところではございます。今後もそういったところについては、しっかりとした対応を、区としても引き続きとってまいりたいと考えております。

事務局（子ども特別支援課長）

私ども特別支援のほうでは、アポロ園ですとかゆめなりあとといった療育センターが二つあるのですけれども、そこから保育園等巡回訪問指導ということで、発達に課題のあるお子さんの様子を見せていただいて、職員の方ですとかにアドバイスですとか、そういったことをするような事業を行っております。

そのほか、私どものほうで、例えば保育園ですとか、学童クラブですとか、そういったところの職員の方を対象とした研修も実施しておりますして、障害についての理解ですとかそれから対応の仕方などを学んでいただけるような機会も設けてございます。

寺田会長

情報提供ありがとうございました。そういった巡回指導であるとか、それから職員の意識を啓発・啓蒙するような研修であるとかということは今、実施していただいているというご説明がありましたが、谷崎委員としては、何かご意見があるようでしたらどうぞ。

谷崎委員

入園をしている子どもの場合、そういうことを十分していただいている、ありがたいなと思っておりますが、入園前の子どもの場合、どのような障害で、どの程度の配慮が必要かというところは措置をされてからでない、きちんとした情報が得られなかったりとか、保護者の方との話ができなかつたりということがありまして、保育園は保育ニーズに応える、応えるとさっきからたくさん出てくるのですけれど、やはり責任が持てない時間帯になってしまうと、何でもいいよということではないのですね。そこで結局、保育園に入れてもらったのに、この時間まで見てもらえないとか、障害のあるお子さんに対しては、人手が必要になりますので、なかなかご希望の時間までということが難しいことも多々あるのです。そういうこともきちんと入園前に双方で理解をしてからということになれば、なかなか入園をしてしまってからだと、お互いの信頼関係というのも築きにくい

ということもあるので、入園前にそういうことを、中野区に間に入れていただいでやりとりがしたい。それが必要なのではないのでしょうかということをお願いしたいのです。特に待機児童の関係で、保育園が爆発的に増えておりまして、若い職員ばかりというところも多々あると思うのです。そこでは本当に困難な場合もあると思うので、入園前のお子さんに関しては、十分配慮して段取りを踏んでということをお願いしたいと思っております。

寺田会長

ご質問を整理させていただくと、一時保育等利用のお子さんですか。そうではなくて、今から入園する方ですか。

谷崎委員

そうです。措置の前に、措置されてからこういう子だったのですということがわかったということがあったということと、断る権利はありませんよということで、保育園に障害の子が入ってくるということは、実際あった話なので、そういうことがないように、事前に相談をしていただきたいなと思っております。

寺田会長

それは認可保育園に対してということでしょうか。

谷崎委員

もちろんです。そうです。

寺田会長

そういう行政指導があったというようなことですか。いかがでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園課長）

ご指摘いただいた入園前の情報というところでは、できるだけ早期に各施設とやりとりをしながら、受け入れの体制をとっていただくということは、区としても重要だと考えているところでございます。

実際のところ、利用の申請をいただいて、どこの施設にお子さんが入園するかという決定が、どうしても1月末か2月上旬、遅い方ですと、3月に入ってというところになってしまうという、制度上の問題がそこには少し影響しているのかなと思っております。申請をいただく書類で、例えばお子さんのそういう障害ですとか、支援が必要だということは記載をいただくようにはなっておりますので、そういったお子さんについて保護者の方と面談をしたり、集団生活の中でどういう支援が必要かという情報が得られた段階では、園のほうになるべくお伝えしようということはしてございます。

ただ入園の、園が決定して、その園の中でどういう集団生活を送られるかどうかといったところの見極めということになりますと、どうしても4月以降になってしまって、時間的に少しタイムラグが生じるころだとは思っております。そういうとも含めて、区といたしましてはわかり次第、できるだけ早期に情報提供させていただきたいと思っております。

寺田会長

わかりました。よろしいでしょうか。

新開委員

新開です。今のことと関連して、特別支援教室の充実という欄に、中学校と小学校のことは書かれているのですが、今、個別の支援計画等、幼児教育でも求められて、特別支援教育で求められているので、そのあたりが抜けているのはどういった事情なのか、お尋ねしたいと思います。

事務局（保育園・幼稚園課長）

ご指摘いただいたとおり、そういうところはもう少し盛り込むべき要素かなとは思っております。保育園、それから幼稚園もですが、集団の中で過ごしていただくというお子さんの、そういった取組の中では、集団としてのもちろん計画の中で、どういった保育を提供していくかという計画は持っておりますけれども、個別のお子さんについても一人一人の特性ですとか、発達段階に応じて、個別計画といったものを設けておりますので、そういったことも少しこういった計画の中にうたえるような工夫をしてみたいと考えております。

寺田会長

そうですね。具体的に書いていただくと見える化する、具体化していくかと思っておりますので、ぜひ可視化の努力もさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

和泉委員お願いいたします。

和泉委員

幼児期の学校教育・保育の需要見込みの考え方について、表裏の一枚あります。これは計画の中に挟み込まれるような、そういうイメージでよろしいですか。

子ども・教育政策課長

本日お示しをされましたのは、考え方ということでございますので、最終的には実際、数字を出して、数字として需要数と確保方策という形でお示しをしたいと考えてございます。

和泉委員

気になった点が、裏の最後の3号認定のところに、育児休業の取得状況とか女性の就業率といった表現があって、ここはそのまま入るのであれば表記をちょっと改めたほうがいいのかなと思いました。

というのは育児休業の取得率状況というのが取得率などを指すとすれば、今やはり父親の育児休業取得というのがあって、恐らく夫婦ともに、両親ともに同時にとるという形で取得率が上がってくる可能性がありますよね。そうすると保育の需要というのはあまり変わらない形であられるのではないかなという部分があるのではないのでしょうか。

あと女性の就業率といったときに、2023年度末で80%という数字を見ると、これは子育て世代の女性の就業率ということですよ。就業率といった場合に全年齢というか、生産年齢人口15歳から64歳までの就業率もありますので、そのところは厳密に表記をされたらいいかなと思いました。以上です。

寺田会長

素晴らしいご指摘かと思いました。ぜひご検討いただけたらと思います。ほかによろしいでしょうか。

上村委員お願いいたします。

上村委員

具体的に24ページで意見と質問なのですがすけれども、目標Ⅲの地域に生まれ豊かに育つ子どもたちの現行計画と検討案といったことで、検討案のほうの下線部分で、社会福祉協議会において～支援が必要な家庭の早期発見へつなげていますというのは、昨年 長田委員から、相談環境の充実ということでお話をさせていただいたこともあり、このようにしていただいて、ありがとうございます。

その上の3行のところの中の、いわゆる地域で、さまざまな子どもたちの成長と、育みを、青少年育成地区委員会や町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われていますというような、具体的な内容で、例えばきょうお手元に「こどもほっとネット」という、配らせていただきました。子ども食堂と学習支援の地域の活動ということで、いわゆる地域で自主的に行われている活動はすごく活発化しているといえますか、社協で立ち上げ支援とか活動支援を、助成金を使ってしているのが、子ども食堂で9カ所、学習指導で9カ所あるわけなのですけれども、これもすごく増えていく要素がありまして、これは区民の自主運営で、社協も助成金でサポートしているわけですけれども、区のほうの事業でも、例えば子ども教育部では、子ども食堂の支援を、都のスキームで区が補助金を出すというの

を行っております。

また、もう一つ学習支援指導も、これはもう3、4年前から健康福祉部で中学生、小学生を対象に学習指導を行っておりますので、こういう社協の事業だけでなく、区の事業として学習支援とか子ども食堂も行われてきているというところを、ここのその3行のところで、区の事業としてもやっていると具体的に表記されてもいいのではないかなど、という意見です。

そして、できたらこの3行目のところに商店街などと書いてありますけれども、いわゆるNPOとかボランティア、いわゆるこの自主的な活動にかなり支えられているなどというのは私も実感しておりますので、提案とご意見を申し上げさせていただきました。

寺田会長

ご提案ご意見、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見ございますか。 谷崎委員お願いします。

谷崎委員

取組の柱2のところの①ですが、子どもの運動能力の維持・向上が書かれていますのですが、今、中野区が手がけている「運動遊びプログラム」というものの活用もそうなのですが、環境として公園の整備とかそういうこともやはり考えていただきたい。小さい子が遊べる公園が少ない、公園自体が少ない、保育園がふえているのに遊ぶ場所がないということは、大きな課題になっていて、やはり主体的に子どもが遊びたくなるようなところをつくっていただきたいというところでは、どこかにそういう言葉がないかと思っただけですけれども、なさそうなのでやはりここは区としても本腰を入れていただきたいのと、やっぱり公園に行くと5歳から、6歳からという固定遊具が多過ぎるところでは、いつも、保育園の子は一体どこで遊べばいいのという思いです。そこは検討事項として入れていただきたいなと思っています。

あと、1個ずつ言ってくださいとおっしゃったのですけれども、質問なのですが18ページの③に公立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大と書いてあるのですけれども、私勉強不足なのですが、区長さんがかわられてもこれはそのまま残って、区立保育園がなくなっていくのでしょうか。

区立保育園が私立にかわった場合、必ず定員拡大が行われて、そうになると園舎は広くなって、園庭は狭くなるということも一つあるのと、あとは先ほど待機児童で、地域の偏りがあるとおっしゃっていたのですけれども、本当に地域の偏りがあって、待機児童はこんな

にいるのに、あき定員があるというところでは、私立保育園は運営がままならなくなるのではないかという危惧もあります。それについては中野区として、どうお考えなのかなという疑問がやはり残ります。

寺田会長

それでは一つ目のところですね。取組の柱2の、子どもの健康増進のところでの、乳児に向けた公園に関するようなところはいかがでしょうか。

事務局（子ども教育部長）

公園整備のことなので、所管部がない状況ですね。ただ谷崎委員のおっしゃった意味合いはよくわかりますし、全体として子どもたちが遊んだり、安全に安心して遊ぶ公園というのも目指すべき視点の一つと認識してございますので、公園のほうでどういった整備計画を持っているかというのもきちっと把握して、一定調整した上で、書き入れられるものだったら書き入れていきたいと考えています。

寺田会長

それではその次のところでしょうか。板垣委員お願いします。

事務局（幼児施設整備課長）

民営化のところでございますけれども、民営化につきましては現在進めているものは引き続き進めるということで、その後につきましては今後の検討というところに今、なっております。それから、民営化によりまして、先ほど定員がふえて園庭が狭くなるというご指摘をいただきましたけれども、実は園庭が狭くならないような形での設計を考えておりまして、ここで幾つか民営化しましたけれども、定員は何人も確かに拡大していますが、園庭は狭くならないような工夫が各園でされているところです。同じぐらいの規模か、そこまで減らないように、保護者の方の要望等もありまして、そこについては工夫をすることで対応ができております。今後、建てかえる園につきましても、園庭がなるべく狭くならないような形で検討しております。

それから、地域によって待機児童のところ、待機児童が解消できていない。ただ定員が多少拡大している地域もあるというご指摘でした。確かにJRの中央線より北部につきましては、緊急対策ということで区立保育室7室を開室したこともありますが、今年度で終了ということになっておりますので、そこで0、1、2歳の定員が減ることがあります。あとは、今進めている新規誘致につきましては、地域によって待機が発生しているところで誘致をするということで進めております。今後の定員の考え方につきましては先

ほどお示した資料の考え方に基きまして、今後の確保策をどうしていくかというところにつきましても、改めてお示したいと考えております。

寺田会長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。お願いいたします。

鯉沼委員

鯉沼です。現行計画と検討案と併記されているものの1ページ目なのですが、第1子の出産年齢が上昇傾向にあるから、その親も高齢化して支援が受けにくい状況になるとあるのですが、それはそうなのですが、実際に若い年齢でもし妊娠・出産をしたとしても、恐らくその両親というのはまだ仕事をしていて、支援が受けにくいという状況も考えられると思うのです。なので、その辺がちょっと現状とずれている部分もあるかなと思ったのと、2ページ目のところで、2ページ目の①の妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進のイの産後支援のところ、下線が引いてある部分なのですが、産前・産後において体調が悪いときに支援がない方には家事支援者を派遣しとあるのですが、当然支援がない方に家事支援者を派遣するのですが、支援がある、支援がないという基準は頼もうと思えば、ご主人や自分の親に休んでもらって支援を受けられるけれども、それも言いにくい状況がある人は頼めないのかみたいな。例えばこれを依頼したときに、誰かほかに頼める方はいませんかみたいに聞かれたとしたら、頼めなくはないのですが、頼めたくない感じに受け取る方もいるかもしれないので、できればそういうところに頼らなくても支援が受けられて、安心して妊娠・出産できるというのが今の理想だと思います。

介護や何か、どうしてもお嫁さんの力に頼っている部分がまだあったりとか、出産や育児に関して、家族で何とかできる部分はしてもらって、それ以外でのプラス支援みたいなところがあるような気がすごくするので、そうではなくて、支援はあるので安心して出産してくださいみたいなニュアンスが伝わるような表現であると、私たちはもっと安心して子育てができるのではないかなと感じました。

寺田会長

鯉沼委員、大変貴重なご意見だと思います。大きくうなずいていただいている委員の方たち、多かったと思いますが、私も大変共感いたします。

いかがでしょうか。事務局の方は。ご参考にして、また文言を調整していただくということでもよろしいでしょうかね。

それでは次に議題3、新規開設予定の認可保育所における利用定員について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（幼児施設整備課長）

《資料3 について説明》

寺田会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見ご質問などございますか。

谷崎委員をお願いします。

谷崎委員

関委員がきょういらっしゃらないので、関委員がよく聞かれる質問をしたいと思うのですが、このこどもが丘保育園は園庭はあるのですか。この定員が年度によって変わっていくというのは、これは初め、定員割れを予想して少なくしているということでしょうか。

事務局（幼児施設整備課長）

まず園庭でございますが、今140平米程度の園庭を用意させていただくことになっております。子どもの数からいきますと、150平米ほど必要ですので、若干足りなくはなりますが、園庭はございます。それから、定員につきましては、今おっしゃったとおり、定員割れとございますか、最初は4歳、5歳で入ってこられる方はいらっしゃいませんので、その後持ち上がり等で対応できるように、少しずつふやしていくといったことでございます。

寺田会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

小山委員

新しい園が立ち上がるというところで、一つ、中野区さんに意識をしていただきたいなというところで、幼児の定員数が、これから変化していくというところもあるのですが、やはり人数的に少ないというところではいわゆる協同性であるとか、集団での遊びとか、そういうところでは非常に課題があります。先生方もきっと意識はなさるのでしょうけれども、やっぱりいろいろといざこざがありながら子どもは成長していくということも考えると、この人数のままだと、ちょっと育ちとして危険かなと思いますので、近くの園との

連携であるとか、一緒にドッチボール大会をしようとか、そのような連携を大事にしてほしいという意見を、園側にしていただけたら非常にありがたいと思います。

寺田会長

よろしいでしょうか。ほかにご意見はありますでしょうか。

それでは次に議題4、中野区保育の質ガイドライン検討部会報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（保育園・幼稚園課長）

《資料4 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの報告に関してご意見ございますでしょうか。

新開委員をお願いします。

新開委員

新開です。(2)なのですけれども、目指す子ども像という言葉が出ておまして、この目指す子ども像というのが、ややもすると方向性目標になってしまう危険がないかなと、ぱっと見てぎょっとしたというか、心配になりました。今、新しい指針や要領の、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿というのも、それは到達目標ではなくて、あくまで参考にする具体的な子どもの姿ということですので、しかもこの項目ごとに中野区の子どもはみんなこういう子どもになってほしいというのがあるのが、ちょっと怖いなど私は個人的に思いましたので、ご検討いただけたらと思いました。

あと養護のところも、必ず養護と教育は一体的に行われるので、養護だけを特別にということではなく、一体性のこともきちんと明記していただきたいなと思いました。

寺田会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにご意見は。

谷崎委員をお願いします。

谷崎委員

谷崎です。保育の質のガイドライン作成に当たっては先ほど話に出ましたけれど、私立保育園の園長会からも要望書を出させていただいたり、ガイドライン作成の先生方に本当にご対応していただいて、ありがたいなとは思っています。

保育の質のガイドラインというのは、携わる保育園の職員がそれを見て、安心の中、それを持って保育に向かえるためのものであってほしいし、中野の子どもたちを手つなぎで

育んでいくためのものであってほしいと思っているのですが、なかなか、読ませていただいたときに私、物すごく緊張感が走りました。実際、誠実にきちんと保育をなさいよということではあるとは思いますが、これを読んだときに保育士はどういうふうを受け取るだろうと思うと、保育園は大切にされているのだろうかという疑問を持ちましたね。

保育の質って何だろうと、いろいろな本を見たときに、京都大学の倉先生の本の中に、プロセスの質と条件の質、労働環境の質が保育の質にかかわる大切な要素だということがありまして、プロセスの質というところであれば、保育指針とそう変わらないところではたくさん書かれているなどは思っているのですが、やはりその中で条件の質だとか、労働環境の質というのがやっぱり保育の質に密接な条件だということでは、安定性というのが一番大事で、先ほどから定員割れをしてしまうと運営もままならなくなるというようなことも一つそうですし、大変な環境の中で保育をしている保育園もたくさんあります。特に園庭がないというのもそうですけれど、ワンフロアで保育をしているということになると、ここ、こんなに雨が毎日毎日続いていると、どうしているのだろうかとは本当に心配になる。逃げ場のないところで、子どもたちは体力を発散できるのだろうかとか、保育者がきちんと笑顔で接していけるのだろうかという心配が本当に尽きないのです。

自治体のニーズに合わせて各園の保育園が開所しているわけなのですが、そこでそれぞれの保育の現場をきちんと、何が必要なのか、助けが要るのかという把握は、やはり区の責任としてしていただきたい。こうしなさいよということではなくて、助けていただきたいなと思っています。

例えば、ごめんなさい。皆さんに配られていないのですが、保育の質ガイドラインの6ページの地域環境・戸外遊びは、チェックリストや各園だけの努力ではなくて、中野区も具体的な支援、各園の状況に合わせて行うようにしてくださいと思っています。でないと現場が疲弊して、保育の継続性が脅かされるなと思っています。先ほど、公園も係がないからという話でしたけれども、子育て推進区というのであれば、やはり保育課、教育委員会からもきちんと提案をして、公園の整備もきちんと本腰を入れて考えていただきたいということでは、チェックリストで子どもがのびのびと遊べるということ。言葉だけではなくて、その環境を整えてくださいということのお願いと。あとはガイドラインの修正について、今3年とおっしゃったのですが、やはり1、2年で見直して、変更がきかない、固まったように形にするのはやめていただきたいなと思っています。

この話が出て、私立保育園園長会でもいろんな話が園長の中でできるようになってきて

います。やはりそれこそが大事なことだと思うので、1回は部会の開催がふやされたようなんですけど、期日を決めてしまうと何回やりましたということになるのだろうと思うので、今年度始まって、これで精一杯ですとおっしゃられるのかもしれないのですけれど、やはり実情に合わせた変更ができるようにと思っています。

あとガイドラインの位置づけなのですけど、ガイドラインの位置づけという表を見ると、就学前プログラムと保育の質ガイドラインが横並びになって、各園の保育の理念がその下に来ると見られるのです。でも、やはりそれはおかしいなと思っています、私たちは保育指針が上にあって、そこを守りながら保育をしているわけで、独自性がそれぞれの園にあるということを考えると、ガイドラインの位置づけは一体どこなのというのを明確に、ここで返答していただければいいなと思っています。希望としては、それは横並びであってほしい。こんな、皆さんのところがないと思います。こういうような図になっていて、ここが各園の保育理念とか保育目標なのですけど、こっちが就学前プログラムで、こっちがガイドラインなのです。どう見ても上からおりてきているとしか思えないので、ここの位置づけをはっきりお聞かせ願いたいなと思っております。

保育指針で委員だった阿部和子先生が一ついいことをおっしゃっていて、読ませていただくのですが、「子どもの教育が子どもの主体性を尊重し、その生活や遊びを通して行われるということを忘れて、育てたい姿の10項目に目を奪われてしまう可能性が大いにあります。つまり小学校教育を先取りする幼児教育になっていきかねないということです」という危惧をされた文章が、保育指針の中間まとめに載っております。本当に、10の姿に引っ張られてる感がガイドラインにはすごく感じているので、そこは子どもの主体性が大事だということと、養護と教育が一体であるというところの保育目標に視点は戻していただいて、ガイドラインを進めていただければいいかなと思っております。以上です。

寺田会長

ご意見いただきました。いかがでしょうか、事務局のほうとして。

事務局（保育園・幼稚園課長）

本日お示しした資料が、検討部会4回の中で出された基本的な考え方と内容といったところで、今後、こういった部会の中の検討を受けて、実際のガイドラインの中身を盛り込んでいくというような作業になり、改めて子ども・子育て会議の中でお示ししたいと思っております。

先ほど谷崎委員からありましたように、実際にこのガイドラインを活用するのは各保育

施設の保育士さん等の職員の方ということもありますので、まだお示しがきょうはできておりませんが、そういったところの内容については、いろいろご意見をいただくという作業をしていたという経緯がございますので、本日皆様方にはそういった資料がないというところでご容赦いただきたいと思っております。

私どものきょうお示ししましたガイドラインの活用方法のところでも記載しておりますけれども、実際にガイドラインをつくった後に、活用いただく方がやはり手にとって、自分の実務をする上で振り返ったり、今どういった保育になっているかどうかの、質向上のための活用をしていただきたいと思いますので、そういったところを重点化して記載をしていこうと思って、部会の方々、ご議論いただいていると認識しております。当然それを押しつけてやらねばならぬということでもありませんし、あるいは保育者の方々だけがやるということではなく、部会の中でも議論がありましたけれども、例えば区の役割、責任、それから保護者や区民の方の理解や取組のご協力をいただくといった項目ですか、あるいは保育施設を運営している事業者の方にも取り組んでいただきたいといったことも、項目として設けていこうというような考え方が示されておりますので、改めてそういったことも含めて、ガイドラインを作成する上で、内容に盛り込んでいきたいと考えております。

寺田会長

ほかにご意見ございますでしょうか。

小山委員お願いします。

小山委員

小山です。保育の質ガイドラインについては私も携わってきておりますけれども、非常に皆さん、中野区の子どもたちのために、そして教育・保育施設のためにご尽力いただいている、そんな状況だと思います。

ただ、やはり新しくつくり出すというのは本当に大変で、いろんな課題が混在してしまったり、例えばチェックリストもいろいろな形で、こことここ似ているのではないかと、そんな形で一生懸命整理をしながら今ここまでできております。

先ほど新開委員がおっしゃった目指す子ども像というところについても、いわゆるビジョンというか抽象的な言葉として、中野区の子どもたちがこうあってほしいというような形として示しているというところでは、言葉としてはぎょっとする言葉だなと、改めて今、新開委員から言われて確かにというところがあったので、そのあたりはまた最終確認とし

てやっていきたいなと個人的には思いました。

それから、部会委員の皆さんが一生懸命考えていたのはやっぱり中野区らしさですね。中野区の現状にきちんと即した形でつくっていききたいというところでは、裏面の保育環境のところでは、園庭とか公園の整備とか、そういうところも真摯に、具体的にチェックをしていけるようにしていったらいいだろうという話も多々出ておりますので、その中野区の特徴を生かして、中野区のよさを生かすというところで、一生懸命検討をしている次第です。

あと養護のところについては、ここには記載されておきませんが、養護と教育の一体性ということの基本に記すということは、やっておりますので、その上で保育内容をどう展開していくかということでは、さらにというところで、2番と3番が連続しているというような状況です。

また労働環境の質とかプロセスの質というところでは、各項目の中で論じている部分もありますし、労働環境がきちんと整ってこそ、安定した保育の提供ができるというところも、最後のほうで押さえていこうということで再確認されておりますので、そのあたりで最終の確認というところでは、私も注意して見ていこうと思います。

やはりいろいろな保育園が中野区はありますから、そういう中で各園が協力体制を持つてできること、そして大事なときに中野区の皆さんが仲介役になったり、相談役になったり、そういう役割をしっかりと担ってくださいというところの願いも私たち部会委員としては盛り込んでいこうという思いではありますので、そこをしっかりとまとめて、最後、8月、せっかく機会をいただいたわけですから、住民の皆様にも、そして保育園職員、幼稚園職員、こども園職員、皆様にまずはこれでスタートしてみようという状況をつくりたいと思っておりますので、またご意見等があるときには、しっかりこの8月28日に、最後、盛り込んでいけたらなと思っております。以上です。

寺田会長

小山委員ありがとうございました。詳細にご説明いただき、ありがとうございました。

事務局（保育園・幼稚園課長）

先ほどの説明に補足をさせていただきたいと思ひます。本日谷崎委員のほうで、考え方それから内容に盛り込むものを、文案として記載した資料をお持ちいただいたということなのですが、その事情といたしましては、子ども・子育て会議のガイドラインの部会

の委員の方の中に、私立保育園の園長会の代表の方もいらっしゃっております。その園長先生のほうから、実際に活用する保育施設の職員のほうの意見も集約したいということがご提案としてありましたので、そういった形で盛り込む内容の資料を途中経過という形でお示しをして、意見を部会の中に返していただいているという作業をしているということ、本日その資料を、谷崎委員がお持ちになったということです。

寺田会長

ありがとうございました。ご説明いただいて、よかったですと思います。委員の皆様もご理解いただけたのではないかと思います。

改めて私からもお願いですし、皆様にもご理解いただきたいのですが、このガイドライン、中野区の保育の質のガイドラインの検討に当たっては、もちろんこの部会の皆様からの結局枝分かれの部会でございますので、中野区の子どもたちをみんなで手を取り合って育てていきたいと思いますというのが大前提のスタンスですので、ぜひ、このご報告をいただいて、また皆様からのご意見もいただきながら、よりよいものをつくっていただきたいですし、それをぜひ皆様に活用していただけるような、そんな方法をまたこの検討会の中でも、意見を出し合っていただきたいなと感じております。よろしいでしょうか。

新開委員どうぞ。

新開委員

先ほど中野区らしさというのをとても大事にしたいということでしたので、中野区の社協さんであるとか、いろいろな社会資源、地域の資源をぜひ中野区で保育をされている保育者の方がすぐにわかるように、中野区にはこんな資源があって、この資源とは保育者としてこういう連携をとれるのだとか、あるいは幼稚園と保育園との連携ということも考えられますでしょうし、保育の中にその地域の資源をどうやって生かしていくかという視点を入れると、多分後ろに一覧みたいなのがあるといいのか、実際の連携の実践例みたいなものを入れればいいのかわからないのですが、そういった、本当に保育者が見たときに、ここに頼ればいいんだとか、こういうときはすこやかさんに連絡してとかというのがわかるようなガイドラインになるといいのではないかなと、伺っていて思いました。もう、そういうこと考えられているかもしれませんが、意見として。

寺田会長

貴重なご意見ありがとうございました。恐らくいろいろな意味で、例えば、具体例とか事例集も、写真を使いながら参考にできるような、可視化できるようなということを多分

工夫いただいているのではないかと思います。貴重な意見をありがとうございました。

それでは、よろしければ本日の議題は以上で終了となります。

藤田委員、どうぞ。

藤田委員

藤田です。先ほど議題の一つ目のところで言いそびれてしまったので、ここで追加をさせていただきますのですが、資料1-1で、先ほど和泉委員から指摘があったのが、資料1-1の(4)の保育ニーズの書き方というところでご指摘があったかと思うのですが、読んでいて私がちょっと実情と違う書かれ方、評価の書かれ方がされているなと思ったのが、学童クラブのところですね。学童クラブに関しても、計画数を確保数が上回っており、実績数よりもそれは多かったということで、割と先ほどのご報告の中でもさらっと学童クラブについてもきちっと確保方策できていますというお話だったのですが、ふたをあけてみると実は、うちの子どもが通っているところだけではなくて、ほかの学童クラブの話なんかも聞いていると、2年生から希望する学童クラブに入れていないというお子さんが結構いらっしゃるのですよ。もちろん地域の中に学校の敷地内だけでは足りないということで、民間を誘致したりとか、そういう形で計画数、確保数ですか。確保していただいているのですが、例えば学校から家までが10分のところを20分かけてその学童クラブまで行かなければ入れないとか、そんなような状況というのが実はあるのですね。なので、これについても地域差だったり、多様性みたいな話も先ほどありましたけれども、もちろん出てきていると。その部分を、こちらの支援事業計画のほうでは、キッズ・プラザと一体的に学童クラブを運営することによって充実を図りますと書かれていて、もちろんそのようになっているのですが、実はキッズ・プラザと学童クラブでは随分根本的なところが違って、もちろん区の方皆さんご存じだと思うのですが、キッズ・プラザは基本出入り自由なので、子どもが行かなければ基本的にもう何もケアがそこから先は発生しない。要は、子どもが勝手に退室してしまえば、親は子どもがどこにいるかも把握できないようなものになっています。学童クラブはきちっと出欠をとって、定時まで預かっているのですけれども、そういったところで、なかなかキッズ・プラザで全てを賄う、補強していくというのは難しいだろうなと親としては考えているのですね。というような状況を踏まえると、やはり学童クラブについても評価としては、数としては上回っているのだけれども、実情と照らし合わせると、まだまだ完全ではないという表記をしていただいたほうがいいのかと。先ほど和泉委員のおっしゃったような、保育のほうでもそうい

う状況ですし、もちろん保育のほうは数がふえていくと、学童クラブの利用者、希望者はふえるに決まっているのですよね。親はもちろんそこで保育所に預ければ、そのまま仕事続けたいという方ふえますので。といったときに、かなり学童クラブは課題になっているだろうなど何年前から私自身も感じていることなので、ここはこの評価ですと、ちょっとさらっと、大丈夫ですよというニュアンスになり過ぎているかなと思いますので、そこが気になりました。以上です。

寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

和泉委員お願いします。

和泉委員

先ほど言い漏らしたところで、事業計画の案の中で目標Ⅰの、妊娠を望む区民への相談支援の拡充という取組が記載されているところなのですけれども、このあたり、せっかく若い人にも手にとってもらえそうな区報ができたこと、会長から今ご紹介いただきましたけれども、こういった中にもう既に妊婦向けのいろんなご案内があるところがありますので、ぜひこういったところでも周知を、費用の助成に加えてこういうことをやっているのだという周知をぜひ書き加えていただければと思います。

寺田会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

よろしければ、本日の議会は終了となります。

次にその他、何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは次回の日程について、事務局よりお願いいたします。

事務局（子ども・教育政策課長）

次回の日程でございます。9月6日の19時から予定をしております。

寺田会長

よろしいでしょうか。それではこれにて第3期第11回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。

本日もさまざま貴重なご意見をありがとうございました。

本日はそんなに暑くはございませんが、この後またきっと暑い夏を迎えるかと思えます。どうぞお体にお気をつけになって、9月6日金曜日にまたお目にかかれることを。

何かご意見が今ございますが、大丈夫でしょうか。では、9月6日またお目にかかりま

しょう。

本日はありがとうございました。

(午後 7 時 36 分終了)